

第 134 号議案

区分所有建物等の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

区分所有建物等の取得について

下記のとおり区分所有建物等を取得する。

記

- 1 取得の目的 新たな行政需要に対応する施設の用等に供するため
- 2 土地の表示
 - 所 在 大田区西蒲田七丁目 49 番 19
 - 地 目 宅地
 - 共有持分 地積 441.47 平方メートルのうち 1,000,000 分の 443,041
(195.59 平方メートル)
- 3 建物の表示
 - 所 在 大田区西蒲田七丁目 49 番地 19
 - 構造及び床面積 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 9 階建
延床面積 2,966.85 平方メートル
 - 専有部分 地下 1 階、地上 1 階、2 階、7 階、8 階及び 9 階の一
部
延床面積 959.05 平方メートル
- 4 契約の方法 随意契約による契約
- 5 取得金額 金 7 億 2,149 万 5,500 円
- 6 契約の相手方 個人 5 名

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 135 号議案

大田区立新井宿福祉園改築その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立新井宿福祉園改築その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立新井宿福祉園改築その他工事
鉄筋コンクリート造 地上 4 階建
延床面積 1,681.92 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 13 億 1,208 万円
- 4 契約の相手方 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信土建株式会社 東京支店
東京支店長 渡 邊 和 利
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 136 号議案

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修工事（長寿命化）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修工事（長寿命化）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修工事（長寿命化）
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
地下 1 階地上 3 階建 延床面積 2,442.66 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 9 億 2,180 万円
- 4 契約の相手方 大田区南雪谷二丁目 17 番 8 号
サンユー建設株式会社
代表取締役 馬 場 宏二郎
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 8 月 31 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 137 号議案

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修電気設備工事(長寿命化)

請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修電気設備工事(長寿命化)

請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修電気設備
工事（長寿命化）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 2,668 万 9,000 円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田四丁目 34 番 10 号
福島電気工事株式会社
代表取締役 福 島 康
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 8 月 31 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 138 号議案

大田区立新井宿福祉園改築その他電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立新井宿福祉園改築その他電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大田区立新井宿福祉園改築その他電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 2 億 3,430 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区大森西一丁目 15 番 3 号
株式会社矢沢電気商会
代表取締役 矢 澤 和 男 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 9 年 9 月 30 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 139 号議案

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修機械設備工事(長寿命化)

請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修機械設備工事(長寿命化)

請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区大森北四丁目区民支援施設大規模改修機械設備
工事（長寿命化）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 3,650 万円
- 4 契約の相手方 大田区北馬込二丁目 1 番 30 号
日化設備工業株式会社
代表取締役 高 本 篤
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 8 月 31 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 140 号議案

大田区立新井宿福祉園改築その他機械設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立新井宿福祉園改築その他機械設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大田区立新井宿福祉園改築その他機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契約とする。 |
| 3 | 契約金額 | 金 1 億 8,095 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区大森東五丁目 31 番 9 号
株式会社新星工業
代表取締役 蓮 沼 博 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 9 年 9 月 30 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 141 号議案

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他機械設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他機械設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大田区池上会館特定天井及び内部改修その他機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 4 億 920 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区大森東五丁目 31 番 9 号
株式会社新星工業
代表取締役 蓮 沼 博 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 142 号議案

大田区区民活動支援施設大森校舎棟その他取壊し工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区区民活動支援施設大森校舎棟その他取壊し工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区区民活動支援施設大森校舎棟その他取壊し工事
取壊し工事
外構撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 2,890 万円
- 4 契約の相手方 大田区鵜の木二丁目 15 番 5 号
共栄・酒井建設工事共同企業体
代表者 大田区鵜の木二丁目 15 番 5 号
株式会社共栄興業
代表取締役 古 賀 英 人
構成員 大田区南雪谷一丁目 6 番 6 号
酒井建設工業株式会社
代表取締役 中 島 聖 智
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 143 号議案

大田区立石川台中学校校舎（棟番号⑰ほか）取壊し工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立石川台中学校校舎（棟番号⑰ほか）取壊し工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立石川台中学校校舎（棟番号⑰ほか）取壊し工事
取壊し工事
外構撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 6,830 万円
- 4 契約の相手方 大田区東矢口二丁目 17 番 19 号
門倉工業株式会社 東京営業所
東京営業所所長 川 嶋 明 男
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 144 号議案

災害用シャワーの購入について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害用シャワーの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- | | | | |
|---|--------|--|-------|
| 1 | 購入の目的 | 災害時において、避難者の入浴機会を確保するため | |
| 2 | 購入する物品 | 災害備蓄用ポータブルシャワー（水循環型） | 5 台 |
| | | フィルターセット | 5 セット |
| | | シャワー用バッテリー | 5 台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 | |
| 4 | 契約金額 | 金 3,971 万円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区大森北三丁目 34 番 17 号
株式会社 L I F E - A
代表取締役 西 村 優 二 | |
| 6 | 納期 | 令和 8 年 3 月 27 日 | |

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 145 号議案

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－１、２ほか）取壊し工事請負契約
の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－１、２ほか）取壊し工事請負契約
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額 金 3 億 2,791 万円

第 1 回変更後金額 金 3 億 6,132 万 8,000 円

今回変更後金額 金 3 億 6,195 万 5,000 円

（提案理由）

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－１、２ほか）取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要が生じたことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 146 号議案

大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修電気設備工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修電気設備工事請負契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額 金 7 億 400 万円

今回変更後金額 金 7 億 4,842 万 9,000 円

(提案理由)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修電気設備工事請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 147 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区コミュニティセンター羽田旭の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区コミュニティセンター羽田旭

2 指定管理者の名称

はねまるつながる共同体

代表団体

野村不動産パートナーズ株式会社

構成団体

株式会社小学館集英社プロダクション

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 148 号議案

大田区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立特別養護老人ホーム蒲田

大田区立特別養護老人ホーム糀谷

大田区立特別養護老人ホームたまがわ

2 指定管理者の名称

社会福祉法人池上長寿園

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 149 号議案

大田区立高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター

大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンター

大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター

大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター

大田区立たまがわ高齢者在宅サービスセンター

2 指定管理者の名称

社会福祉法人池上長寿園

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 150 号議案

大田区立軽費老人ホームの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立軽費老人ホームの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立おおもり園

2 指定管理者の名称

社会福祉法人池上長寿園

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 151 号議案

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大田区立南六郷くすのき園	社会福祉法人東京 都手をつなぐ育成 会	令和 8 年 2 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
大田区立久が原福祉園		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
大田区立新井宿福祉園	社会福祉法人大田 幸陽会	
大田区立池上福祉園		
大田区立うめのき園	社会福祉法人東京 都手をつなぐ育成 会	
大田区立うめのき園分場		
大田区立しいのき園	社会福祉法人大田 幸陽会	
大田区立つばさホーム前の 浦		
大田区立南六郷くすのき園 （短期入所事業に係る部分 に限る。）	社会福祉法人善光 会	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、こ
の案を提出する。

第 152 号議案

大田区立母子生活支援施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立母子生活支援施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

大田区立母子生活支援施設（2 施設）

2 指定管理者の名称

社会福祉法人大洋社

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。